

審判派遣における割当業務費について

公式戦及びそれに準ずる試合以外で、県サッカー協会の組織以外からの派遣依頼の場合、審判手当とは別に1名につき**税込 330 円**の割当業務費を徴収いたします。

【割当業務費】

- ・派遣依頼担当者へ請求書をメールにて送付します。試合開催日より1週間前までに**指定の口座へお振込み**ください。
(恐れ入りますが、振込手数料は依頼者様のご負担でお願いいたします)
- ・1名につき税込330円を徴収します。
- ・請求書の宛名指定がございましたら、派遣依頼書の下部に記載をお願いします。宛名指定がなければ、依頼者名にてお送りさせていただきます。
- ・派遣依頼を受けた時点で割当調整を開始します。その為、試合がキャンセルや中止となった場合、返金致しませんので予めご了承ください。

～割当業務費の一例～

〇〇大会3試合(各3名)派遣依頼

主審3名、副審6名計9名

330円×9名=2,970円

同じ審判員が連続して担当する場合も1名のカウントとします。

ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

よろしく願いいたします。

(一財)静岡県サッカー協会 審判委員会

TEL : 054-266-5280

唐紙・増田